

## アンチ・ドーピング委員会規程

### (総則)

第1条 一般社団法人日本ろう者水泳協会（以下「本協会」という。）定款第47条の規定に基づいて設置された、アンチ・ドーピング委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

### (審議・所管事項)

第2条 委員会は、本協会のアンチ・ドーピングに関する専門事項を審議・所管し、理事会に意見を具申する。

2 前項に掲げる専門事項とは、つぎの各号をいう。

- (1) アンチ・ドーピング教育・啓発活動に関すること
- (2) アンチ・ドーピング活動の計画・推進に関すること
- (3) その他アンチ・ドーピング関係諸事業の目的達成に必要なこと

### (委員)

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。

委員長1名、委員6名以内

2 委員長及び委員は、理事会の議決により、会長が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。
- 3 会長、専務理事、理事及び監事は委員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。
- 5 委員会に、小委員会を設けることができる。
- 6 小委員会については、委員会で別に定める。

### (規程の変更)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 本規程は、平成29年1月20日から実施施行する。